



第7章

医療安全確保と 医療に関する相互理解の推進

1 医療安全対策の推進	96
2 医薬品等の安全対策	99
3 医療機能に関する情報提供と 相互理解の推進	100



第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の推進

1 医療安全対策の推進

(1) 医療機関への立入検査等

■ 現状

○ 定期立入検査

医療機関が適切な医療を提供していくための体制整備を目的として、標準人員の確保、適正な管理等について医療法に基づく検査を行い、必要な指導・助言を行っています。

病院については、全施設に対して実地・書面検査を1年ごとに交互に行い、有床診療所については、約半数に分けて1年交代で実施しています。無床診療所については、各年度の立入検査計画に基づき実施しています。

○ 病院・診療所支援事業

医療機関における医療安全の確保について、情報提供や研修会開催等による支援を行い、医療安全体制の整備を促進しています。

■ 課題・施策の方向性

○ 立入検査の実施頻度が少ない診療所において、医療安全の取組に対する支援を強化していく必要があります。

○ 立入検査において優良事例を積極的に収集し、医療機関における医療安全の取組支援に活用していく必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	医療機関への立入検査の実施	医療機関への立入検査を行い、医療安全対策の促進を図ります。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進
レベルアップ	医療機関における防災体制の強化支援	(再掲) [P78参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(2) 医療安全支援センター運営事業

■ 現状

○ 医療安全相談窓口

市民・患者と医療提供者の信頼関係を高め、市民が安心して医療を受けられる環境づくりを推進することを目的として医療安全相談窓口を設置しています。

医療安全相談窓口に寄せられた相談に対する助言や情報提供により、市民・患者の医療に関する情報共有と、医療への主体的参加を支援しています。

相談件数は年々増加していますが、医療安全相談窓口の認知度は約8%（2016年（平成28年）7月）となっています。

表7-1-1 医療安全相談窓口相談件数

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1,389件	1,637件	1,894件	2,155件	2,089件

○ 医療安全講習会等の開催

医療従事者向けの医療安全講習会、院内感染対策セミナーを開催しています。

○ 市民向け出前講座実施状況

市民向け出前講座「かしこい患者になりましょう」を開催しています。

○ 医療安全推進協議会

医療関係団体や有識者などにより構成する、医療安全推進協議会を設置し、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について評価・助言・提案を受けています。

○ 病院の患者相談窓口設置状況

札幌市内の病院における患者相談窓口は、休診中の1か所を除く全ての病院に設置されており、患者からの相談対応体制が整備されています。

■ 課題・施策の方向性

○ 医療安全に係る相談需要が増加していることから、医療相談体制を充実させ、医療提供者と市民との相互理解を促進することが必要です。

○ 医療に関する相談を必要としている市民が、医療安全相談窓口で速やかにつながるよう、相談窓口の認知度の向上と関係相談窓口との連携が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	医療安全支援センター運営	医療安全相談窓口の運営、医療安全講習会等の開催、医療安全推進協議会の運営を行います。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進 ◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

2 医薬品等の安全対策

■ 現状

- 薬局・医薬品販売業等に対する立入検査

医薬品等による保健衛生の向上及び危害防止を図ることを目的として、医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、薬局や医薬品販売業等に対する監視指導・立入検査を実施しています。

無資格者による医薬品の販売等の違反が認められることが多い夜間においてもドラッグストア等に対する監視指導・立入検査を実施し、違反に対する改善指導を行っています。

- 健康食品の買上検査

無承認無許可医薬品による健康被害を防止するため、インターネットの販売サイトから健康食品を買上げ、医薬品成分の含有について検査を実施しています。

■ 課題・施策の方向性

- 夜間まで営業するドラッグストア等における監視を継続する必要があります。
- 無承認無許可医薬品による健康被害を防ぐための対策が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	薬事関係施設への立入検査の実施	薬事関係施設への立入検査を行い、医薬品等の安全対策の促進を図ります。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進
継続	健康食品の買上検査の実施	インターネット等で販売する健康食品の買上検査を実施します。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P65参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

3 医療機能に関する情報提供と相互理解の推進

■ 現状

- 医療機能情報提供制度(北海道医療機能情報システム)

医療機能情報提供制度は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的に、医療機関が自らの医療機能に関する情報について都道府県に報告し、都道府県が医療機関から報告された情報を住民・患者に対して提供する仕組みとして運用されており、北海道では「北海道医療機能情報システム」により、病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局について、それぞれの施設における医療機能情報を提供しています。

- 北海道救急医療・広域災害情報システム

休日・夜間当番医や各医療機関の診療科目などの専門情報や診療機能等の情報を提供しています。

名称	概要	URL
北海道医療機能情報システム	病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の医療機能情報を提供	http://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenu01.aspx
北海道救急医療・広域災害情報システム	病院・診療所の休日・夜間当番状況や診療科目などの専門情報や診療機能等の情報を提供	http://www.qq.pref.hokkaido.jp

- さっぽろ医療ガイド

医療機関の探し方や、上手なかかり方、医療に関して困った時の相談窓口など、いざという時に備えて知っておきたい情報をまとめたガイドブックを作成し、各区役所などで配布しています。また、札幌市のホームページでも公開しています。

■ 課題・施策の方向性

- 市民・患者が医療機関の機能分化・連携の趣旨について理解し、疾病や状態に応じた医療を受けられるよう、医療に関する適切な選択に必要な情報の共有が必要です。
- 市民・患者が医療機関の選択を行うにあたり、必要な情報を取得しやすい環境の整備が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	医療アドバイザー制度	医療機関のかかり方や薬の知識など、市民の医療に関する相談ニーズに対応するため、専門家等を医療アドバイザーとして登録し、地域における自主的な学習会などに派遣します。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進 ◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
継続	出前講座の実施	出前講座「急な病気になったら!?～知っておこう!札幌市の救急医療体制」、「『かしこい患者』になりましょう!～上手なお医者さんのかかり方」を実施します。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進
レベルアップ	医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P65参照]		
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照



第8章

保健医療施策の推進

1	感染症対策	104
2	難病対策	110
3	献血・臓器移植等の普及啓発	112
4	危険ドラッグ等の 薬物乱用防止対策	114
5	歯科保健医療対策	115



第8章 保健医療施策の推進

1 感染症対策

(1) 感染症対策

■ 現状

○ 感染症発生動向調査

医療機関などから速やかに感染症発生情報を収集し、健康危機事態の把握に努め、ホームページなどで医療機関や市民に情報を還元しています。

さらに、必要に応じて、疫学調査などにより詳細情報の収集等に努めるほか、重大な感染症については疑いの段階で医療機関から情報を収集することで健康危機事態の防止に努めています。

○ 感染症に関する知識の普及

広報さっぽろなどを利用し、市民への感染症に関する正しい知識の普及に努めるなど、各感染症予防事業を積極的に行うことで、医療機関の負担軽減に繋がっています。

○ 感染症病棟の運営

一類・二類感染症などの重大な感染症が発生した場合に備えて、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている市立札幌病院感染症病棟の適切な運営体制を維持しています。

■ 課題・施策の方向性

○ 感染症予防・危機管理体制の強化が必要です。

○ 感染症病棟の継続的な管理運営が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	感染症対策	感染症発生動向調査、予防啓発、感染症病棟の運営により感染症対策を実施します。	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(2) エイズ・性感染症

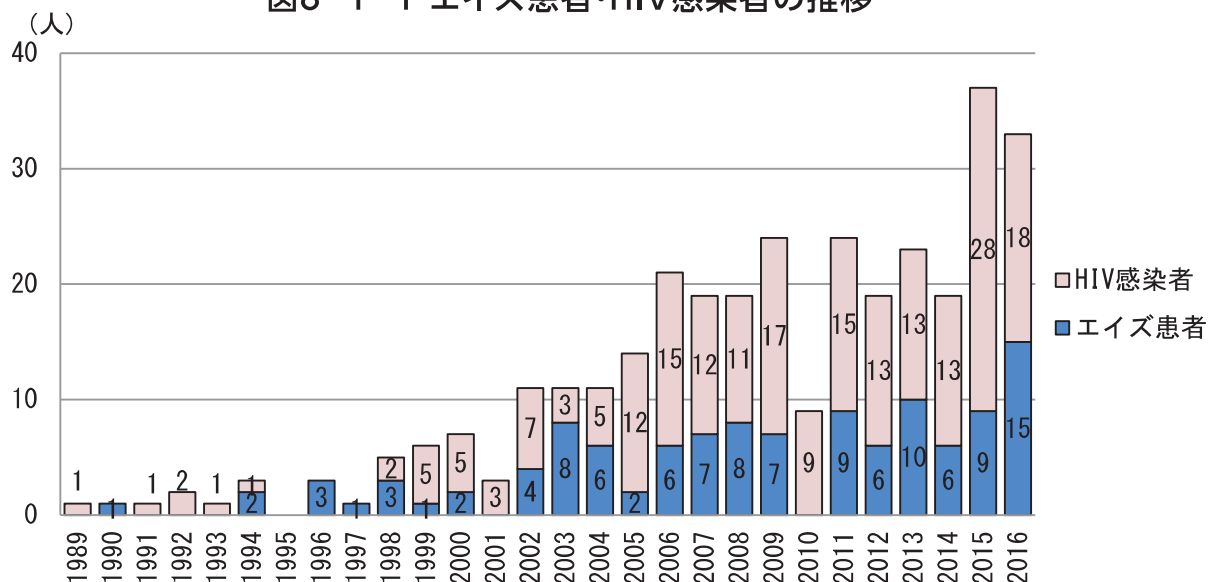
■ 現状

○ エイズ患者・HIV感染者

感染症法により、エイズ(後天性免疫不全症候群)は五類感染症として、情報の収集及び必要な情報の提供、公開によって発生拡大を防止すべき感染症と位置付けられています。

世界各国で、エイズ患者及びHIV感染者は増加し続けており、札幌市においても同様に、2016年(平成28年)の届出数は33件(エイズ患者15件、HIV感染者18件)となっています。このうち、21件(64%)は同性間性的接触者でした。また、HIV感染者は20~40代の割合が高く、エイズ患者は20~60代と広く分布しています。

図8-1-1 エイズ患者・HIV感染者の推移



〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 予防啓発

札幌市では、感染拡大防止のため、ラジオ広報やリーフレット配布のほか、NGO・NPO等と連携し、若年層や男性同性愛者層を対象とした予防啓発を行っています。

○ エイズ検査・相談

各区保健センターにおいて、毎月2回、匿名・無料の検査を実施しているほか、夜間検査を毎月第2火曜日、休日検査を年3回実施しています。

また、2007年(平成19年)12月から、毎週土曜日には、民間団体による検査も行っています。

■ 課題・施策の方向性

- エイズ、HIVに関する正しい知識の普及啓発をさらに進める必要があります。
- HIV感染者の早期発見のため、検査・相談体制の充実とさらなる周知が必要です。
- その他の増加傾向にある性感染症について、エイズと一体的な対策が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
レベルアップ	エイズ・性感染症対策	予防啓発、HIV抗体検査・相談、性感染症対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎HIV抗体検査・相談 梅毒同時検査の実施 ◎予防啓発 学生向け予防講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備 ◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(3) ウイルス性肝炎

■ 現状

○ 肝炎ウイルス検査

B型及びC型肝炎ウイルスへの感染は、自覚症状が少ないため、気づかないまま重症化し、慢性肝炎から肝硬変、さらには肝がんに行進する恐れがあることから、早期発見、早期治療が重要です。

札幌市では、肝炎対策の一環として、国の特定感染症検査等事業実施要綱に基づき、2008年(平成20年)2月から、肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。

検査項目	B型・C型肝炎ウイルス検査
対象	札幌市に居住の方で、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方
実施時期	通年
実施場所	委託医療機関

○ 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

2014年(平成26年)より、肝炎ウイルス検査で陽性になった方を医療機関につなげることを目的とした肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施しています。

■ 課題・施策の方向性

- 早期発見、早期治療のため、肝炎ウイルス検査の受診を一層促進する必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検査、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施します。	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(4) 結核

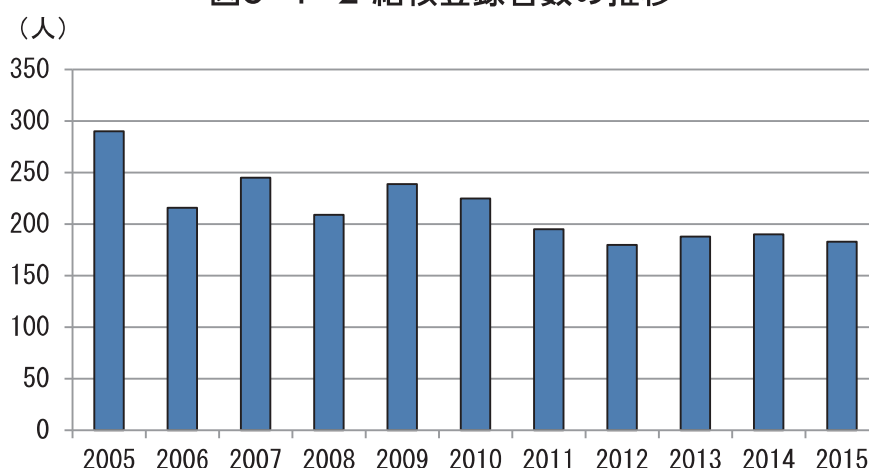
■ 現状

○ 結核登録者

結核対策は、過去には結核予防法に、2007年(平成19年)4月からは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施されており、結核患者の人権に配慮した適正な医療の確保等を図ることとされています。

札幌市における結核登録者数は、2015年(平成27年)末で505人であり、新規に登録される患者数は2014年(平成26年)が190人、2015年(平成27年)が183人と、結核は未だに新たな患者が登録されている感染症です。

図8-1-2 結核登録者数の推移



〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 札幌市の結核対策

札幌市では発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め結核り患率を減少させるため関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法(DOTS)の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行っています。

■ 課題・施策の方向性

- 新たな結核登録者が発生していることから、結核予防対策及び患者の早期発見と早期治療を充実強化する必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	結核対策	発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め、結核のり患を減少させるため、関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法(DOTS)の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行います。	—	◎基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備 ◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

2 難病対策

■ 現状

○ 難病法と難病

難病対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、2015年(平成27年)1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が施行されました。

難病法では、「難病」を「発病機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定めています。

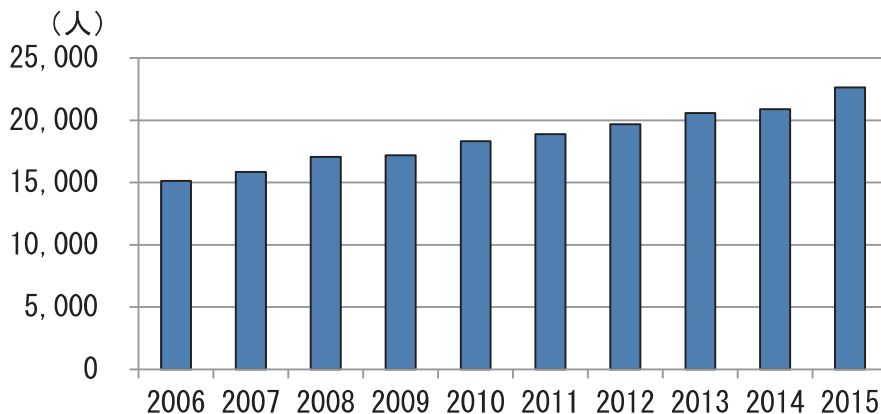
○ 特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証交付状況

難病のうち、医療費助成の対象となるものが「指定難病」で、2017年(平成29年)4月現在で330疾病が指定されており、札幌市における特定医療費(指定難病)受給者証の交付数は2015年度(平成27年度)末時点で20,587件となっています。

また、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた疾患のうち、難病法に基づく特定医療費支給対象となる指定難病以外の疾患についても医療費助成の対象となっており、札幌市における特定疾患医療受給者証の交付数は2015年度(平成27年度)末時点で国指定特定疾患が30件、道指定特定疾患が2,048件となっています。

特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証交付数は年々増加しており、難病法施行により、対象疾病が増えたことから、特に2015年(平成27年)は大きく増加しました(図8-2-1)。

図8-2-1 特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証交付数の年次推移



〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 札幌市の難病対策

・面接訪問相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図り、在宅療養や社会参加への支援を行うために、保健師などによる面接相談と訪問相談を行っています。

・医療相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図るため、難病専門医や理学療法士などの専門家による相談会を行っています。

・普及啓発事業

難病についての必要な知識や技術を習得するため、患者・市民などを対象に啓発事業を行っています。

・患者団体への支援

北海道難病連札幌支部が実施する事業に対して支援を行っています。

■ 課題・施策の方向性

- 対象疾患が増加していることから、個別の患者等のニーズを把握した、よりきめ細かな支援が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
レベルアップ	難病患者支援対策事業	面接訪問相談事業、医療相談事業、普及啓発事業、患者団体への支援、難病対策地域協議会の開催などにより難病等患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の向上を図ります。	◎難病対策地域協議会の設置	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

3 献血・臓器移植等の普及啓発

■ 現状

○ 献血

医療に不可欠な血液製剤については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者（日本赤十字社）との役割分担により、安全性の向上、安定供給の確保等を図っています。札幌市内には4か所の献血場所があり、献血人数は減少傾向にありますが、2016年度（平成28年度）にはのべ119,319人の方に献血に協力いただきました。

札幌市では献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を推進しています。

市内の献血場所
・北海道ブロック血液センター(北海道赤十字血液センター)
・大通献血ルーム
・アスティ献血ルーム
・新さっぽろ献血ルーム

年度	市内の献血人数（人）
2014	132,540
2015	124,935
2016	119,319

〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 臓器移植等

1997年（平成9年）に施行された「臓器の移植に関する法律」（以下「臓器移植法」という。）により、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸などの臓器移植が行われています。2010年（平成22年）に「改正臓器移植法」が全面施行され、生前に書面で臓器を提供する意思を表示している場合に加え、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供できるようになり、15歳未満の方からの脳死後の臓器提供も可能となりました。

また、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が2014年（平成26年）に施行され、骨髄移植やさい帯血³²移植が推進されています。

札幌市では、臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を推進しています。

■ 課題・施策の方向性

- 献血人数が減少していることから献血協力者の確保が必要です。
- 改正臓器移植法に対応したドナー登録者の確保が必要です。

³² 胎盤とへその緒（さい帯）の中に含まれている血液。赤血球、白血球、血小板などの血液細胞のもとになる細胞（造血幹細胞）が多く含まれており、さい帯血を利用すると骨髄移植と同様の治療を行うことができます。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	献血・臓器移植等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・献血 献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を実施します。 ・臓器移植等 臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を実施します。 	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

4 危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策

■ 現状

- 危険ドラッグは原料に何が含まれているのか、心身にどのような影響があるのかが不明であり、作用の強い新物質が次々と登場し死亡例も発生するなど、危険性が増大しています。
- 札幌市内に危険ドラッグの販売店舗はありませんが、「地下化」が懸念されています。

■ 課題・施策の方向性

- 危険ドラッグ等の危険性が増加していることから、札幌薬剤師会や北海道警察等関係機関と連携した対応が必要です。
- 薬物の危険性に係る市民への普及啓発が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	札幌薬剤師会等との連携による「薬物乱用防止」の推進	札幌薬剤師会、北海道薬剤師会、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、北海道厚生局麻薬取締部等と連携し、薬物の乱用防止のための啓発活動を行います。また、札幌薬剤師会が実施する健康教室や薬物乱用防止キャンペーン等の啓発事業の実施を支援します。	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P65参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

5 歯科保健医療対策

■ 現状

- 歯と口の健康は、食べることや会話することなど生命を維持し、社会生活を営むうえで欠くことのできない役割を果たしており、80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目指す「8020(ハチマルニイマル)運動」を推進しています。
- また、歯と口の健康は、全身の健康と関わっており、歯周病は糖尿病や心疾患などとの関連が多いと報告されているほか、がん患者の術後や脳卒中患者の誤嚥性肺炎を防ぐため、医科歯科連携による適切な口腔ケアの実施及び歯科専門職による口腔機能の向上が必要です。
- 夜間における救急歯科診療や障がい者歯科診療に対応するため、札幌歯科医師会口腔医療センターの運営を支援しています。

■ 課題・施策の方向性

- 歯と口の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉などの関係機関が連携した対応が必要です。
- 救急歯科診療や障がい者歯科診療の安定的確保が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	札幌歯科医師会口腔医療センター運営支援	札幌歯科医師会が設置する「札幌歯科医師会口腔医療センター」において、夜間の歯科急病患者及び障がい者診療の実施を支援します。	—	◎基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備
継続	かかりつけ歯科医などの普及促進	(再掲) [P65参照]		
レベルアップ	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	(再掲) [P65参照]		
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

札幌市生涯歯科口腔保健推進計画について

札幌市では、「8020 運動」を推進するため、札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ 21」（2002 年（平成 14 年）12 月策定）、「健康さっぽろ 21（第二次）」（2014 年（平成 26 年）3 月策定）により、歯と口腔の健康について推進してきました。

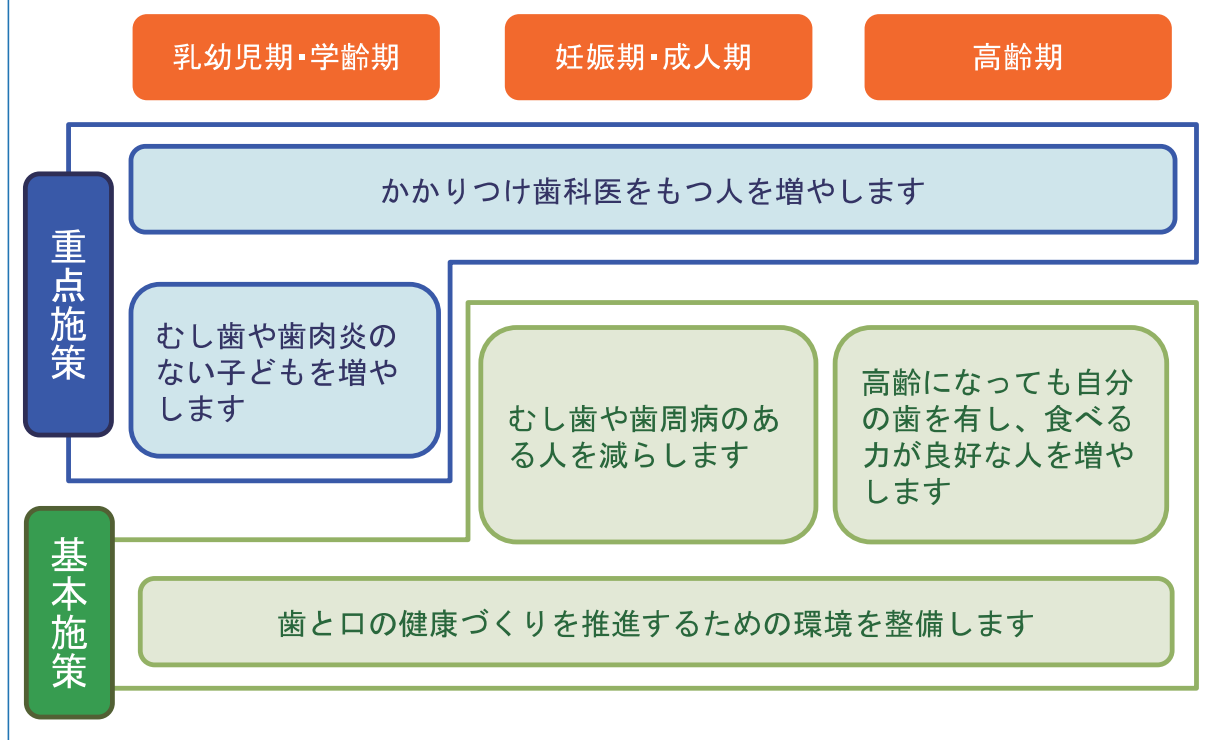
「健康さっぽろ 21（第二次）」に定める「歯・口腔の健康」に関する実施計画として、2017 年（平成 29 年）3 月に札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ 8020 推進プラン」を策定し、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織と連携を図り、乳幼児から高齢者まで生涯にわたる歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進しています。

◎計画期間：2017 年度（平成 29 年度）から 2023 年度までの 7 年間

基本理念

「8020 運動推進のまち・笑顔のまち さっぽろ」
子どもから高齢者まで誰もが歯と口の健康を保ち、いきいきと暮らせるよう 8020 運動を推進します。

重点施策・基本施策





第9章

基本目標・基本施策に基づく取組一覧



第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧

本章では第3章で示した基本目標及び基本施策について、第4章から第8章までで示した分野ごとに関連する具体的な取組を示します。

基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備

基本施策	取組	区分	所管課
① 救急医療体制の安定維持	夜間急病センター運営事業	継続	保) 医療政策課
	札幌歯科医師会口腔医療センター運営支援	継続	保) 医療政策課
	救急医療機関制度の運営 ・土曜午後・休日救急当番制度運営事業 ・救急告示医療機関制度運営事業 ・二次救急医療機関制度運営事業 ・眼科救急医療機関制度運営事業	継続	保) 医療政策課
	産婦人科救急医療体制の運営	継続	保) 医療政策課
	産婦人科救急情報オペレート事業	レベルUP	保) 医療政策課
	外国人患者受入医療機関確保事業	継続	保) 医療政策課
	消防と医療の連携強化	レベルUP	消) 救急課
	② 在宅医療提供体制の充実	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業 ・札幌市在宅医療推進会議の運営 ・人材育成 ・市民等への普及啓発 ・後方支援体制の運用	レベルUP
③ 災害医療体制の強化	災害医療体制の強化 ・災害医療体制の再検証 ・災害時基幹病院制度の運営 ・災害時基幹病院を中心とした災害医療訓練の実施 ・災害時の医療救護活動等において必要な規定の整備	レベルUP	保) 医療政策課
	医療機関における防災体制の強化支援	レベルUP	保) 医療政策課
	災害時医療救護活動研修等対策支援	継続	保) 医療政策課
	災害時重要管路耐震化事業	継続	水) 給水課
④ 地域医療を支える人材の確保・養成	札幌市立大学運営費交付金の交付	継続	政) 企画課
	かかりつけ医認知症対応力向上研修	継続	保) 介護保険課
	認知症サポート医養成研修	継続	保) 介護保険課
	認知症支援多職種研修・認知症支援事業推進委員会	継続	保) 介護保険課
	子どもの心の専門医の育成	継続	保) 障がい福祉課
	高齢者口腔ケア研修事業 ・医療・介護従事者向け研修会 ・市民向け講習会	継続	保) 健康企画課
	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業(再掲)	レベルUP	保) 医療政策課
	潜在看護職復職支援講習会	レベルUP	保) 医療政策課
	医療救護活動に携わる職員の災害対応力向上研修	レベルUP	保) 医療政策課
	産婦人科救急情報オペレート事業(再掲)	レベルUP	保) 医療政策課
	未就業歯科衛生士支援リハビリ研修セミナー支援	継続	保) 医療政策課
	災害時医療救護活動研修等対策支援(再掲)	継続	保) 医療政策課
	エイズ・性感染症対策 ・予防啓発 ・HIV 抗体検査・相談 ・性感染症対策	レベルUP	保) 感染症総合対策課
結核対策 ・発生動向調査 ・直接服薬確認法(DOTS)の実施 ・講習会 ・予防啓発	継続	保) 感染症総合対策課	

基本目標2 地域と結びつけた医療連携体制の構築

基本施策	取組	区分	所管課
①医療機能の推進	医療機能分化に係る情報提供	レベルUP	保)医療政策課
	救急安心センターさっぽろの運営	レベルUP	保)医療政策課
	札幌市医師会「地域医療室」運営支援	継続	保)医療政策課
②医療機関間の連携強化	地域連携クリティカルパスの推進	レベルUP	保)医療政策課
	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	札幌市医師会「地域医療室」運営支援(再掲)	継続	保)医療政策課
③医療・介護等の連携強化	認知症支援多職種研修・認知症支援事業推進委員会(再掲)	継続	保)介護保険課
	在宅医療・介護従事者の意見交換会	継続	保)介護保険課
	在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営	継続	保)介護保険課
	地域包括支援センター運営事業	継続	保)介護保険課
	医療・介護の連携に関する各種加算の事業所周知	継続	保)介護保険課
	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	継続	保)医療政策課

	主要な疾病ごとの医療連携体制の構築				主要な事業ごとの医療連携体制の構築					医療従事者の確保	医療安全確保と医療に関する相互理解の推進			保健医療施策の推進				
	がん	脳卒中	心筋梗塞等の心血管疾患	医療安全対策の推進	医療安全対策の推進	医療安全対策の推進	災害医療	周産期医療	小児医療		在宅医療	医療安全対策の推進	医薬品等の安全対策	医療機能に関する情報提供と相互理解の推進	感染症対策	難病対策	啓発 献血・臓器移植等の普及	危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策
	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○					
		○	○		○	○		○	○									
	○	○	○	○	○	○		○	○	○								
	○	○	○	○	○					○								○
	○	○	○	○	○	○		○	○	○								
					○				○									
	○	○	○	○	○				○									
	○	○	○	○	○				○									
	○	○	○	○	○				○									○
	○	○	○	○	○				○	○								○

基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・理解の促進

基本 施策	取組	区分	所管課
理解の促進 ① 医療提供体制についての情報共有	札幌市精神科救急情報センター	継続	保)精神保健福祉センター
	医療情報ポータルサイトの構築	新規	保)医療政策課
	かかりつけ医などの普及促進	継続	保)医療政策課
	医療アドバイザー制度	継続	保)医療政策課
	さっぽろ医療ガイドの配布	継続	保)医療政策課
	産婦人科救急情報オペレート事業(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	救急安心センターさっぽろの運営(再掲)	継続	保)医療政策課
	救急医療機関の適切な利用の推進	継続	保)医療政策課
	出前講座の実施	継続	保)医療政策課
供の強化 関する助言・情報提供に	医療機関における防災体制の強化支援(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	医療機関への立入検査の実施	継続	保)医療政策課
	薬事関係施設への立入検査の実施	継続	保)医療政策課
	病院・診療所支援事業の実施	継続	保)医療政策課
	健康食品の買上検査の実施	継続	保)医療政策課
係構築の推進 市民との信頼関係	医療安全支援センター運営 ・医療安全相談窓口の運営 ・医療安全講習会等の開催 ・医療安全推進協議会の運営	継続	保)医療政策課

主要な疾病ごとの医療連携体制の構築					主要な事業ごとの医療連携体制の構築					医療従事者の確保	医療安全確保と医療に関する相互理解の推進			保健医療施策の推進				
がん	脳卒中	心筋梗塞等の心血管疾患	医療安全対策の推進	医療安全対策の推進	医療安全対策の推進	災害医療	周産期医療	小児医療	在宅医療		医療安全対策の推進	医薬品等の安全対策	医療機能に関する情報提供と相互理解の推進	感染症対策	難病対策	献血・臓器移植等の普及啓発	危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策	歯科保健医療対策
				○	○							○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○			○	○	○		○					○	
○	○	○	○	○	○			○	○	○		○					○	
					○		○					○						
	○	○		○	○		○	○				○						
					○		○	○				○						
					○						○	○						
						○					○							
							○											
											○							
												○						
												○						

基本目標4 市民の健康力・予防力の向上

基本 施策	取組	区分	所管課
①か かり つけ 医な どの	各種パンフレットの作成	継続	保)国保健康推進担当課
	かかりつけ医などの普及促進(再掲)	継続	保)医療政策課
②保 健・ 医 療に 関す る情 報発 信と 普 及啓 発の 強 化	難病患者支援対策事業 ・面接訪問相談事業 ・患者団体への支援 ・難病対策地域協議会の設置	レベルUP	保)健康企画課
	さっぽろMU煙デー推進事業	継続	保)健康企画課
	健康教育	継続	保)健康企画課
	札幌市食生活指針啓発事業	継続	保)健康企画課
	思春期ヘルスケア事業	継続	保)健康企画課
	若者の性に関する知識の普及啓発事業	継続	保)健康企画課
	高齢者口腔ケア研修事業(再掲)	継続	保)健康企画課
	さっぽろ歯っぴいらんど	継続	保)健康企画課
	医療情報ポータルサイトの構築(再掲)	新規	保)医療政策課
	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	医療アドバイザー制度(再掲)	継続	保)医療政策課
	さっぽろ医療ガイドの配布(再掲)	継続	保)医療政策課
	セミナー等周知支援	継続	保)医療政策課
	AEDの普及	継続	保)医療政策課
	子どもの急病に関する普及啓発	継続	保)医療政策課
	献血・臓器移植等の普及啓発	継続	保)医療政策課
	札幌薬剤師会等との連携による「薬物乱用防止」の推進	継続	保)医療政策課
	かかりつけ医などと連携した普及啓発	新規	保)医療政策課
	感染症対策 ・感染症発生動向調査 ・予防啓発 ・感染症病棟の運営	継続	保)感染症総合対策課
	エイズ・性感染症対策(再掲)	レベルUP	保)感染症総合対策課
結核対策(再掲)	継続	保)感染症総合対策課	
救急搬送に繋がる事故等の予防啓発	レベルUP	消)救急課	

主要な疾病ごとの医療連携体制の構築					主要な事業ごとの医療連携体制の構築					医療従事者の確保	医療安全確保と医療に関する相互理解の推進			保健医療施策の推進					
がん	脳卒中	心筋梗塞等の心血管疾患	医療安全対策の推進	医療安全対策の推進	医療安全対策の推進	災害医療	周産期医療	小児医療	在宅医療		医療安全対策の推進	医薬品等の安全対策	医療機能に関する情報提供と相互理解の推進	感染症対策	難病対策	献血・臓器移植等の普及啓発	危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策	歯科保健医療対策	
○	○	○	○	○	○		○	○	○			○							
○	○	○	○	○	○		○	○	○			○							
														○					
○	○	○	○														○		
○	○	○	○																
○	○	○	○				○						○						
							○						○						
○	○	○	○	○													○		
○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○				○	○	○							○		
○	○	○	○	○			○	○	○		○	○			○	○	○		
		○				○		○											
						○		○							○				
																○			
○	○	○	○																
													○						
													○						
													○						
						○													

基本 施策	取組	区分	所管課
③ 充 実 と 連 携 強 化 保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 に 関 す る 相 談 機 能 の	認知症コールセンター	継続	保)介護保険課
	地域包括支援センター運営事業・介護予防センター運営事業	継続	保)介護保険課
	札幌市精神科救急情報センター(再掲)	継続	保)精神保健福祉センター
	心の健康づくり電話相談	継続	保)精神保健福祉センター
	難病患者支援対策事業(再掲)	レベルUP	保)健康企画課
	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	継続	保)健康企画課
	女性の健康支援相談・母性健康相談	継続	保)健康企画課
	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	継続	保)健康企画課
	在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進(再掲)	新規	保)医療政策課
	産婦人科救急情報オペレート事業(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	救急安心センターさっぽろ(再掲)	レベルUP	保)医療政策課
	医療安全支援センター運営(再掲)	継続	保)医療政策課
	エイズ・性感染症対策(再掲)	レベルUP	保)感染症総合対策課
④ 各 種 健 診 ・ 検 診 事 業 の 推 進	札幌市国保特定健診「とくとく健診」	継続	保)国保健康推進担当課
	後期高齢者健診	継続	保)国保健康推進担当課
	札幌市がん検診	継続	保)健康企画課
	乳幼児健康診査の充実	継続	保)健康企画課
	歯周疾患検診	継続	保)健康企画課
	妊産婦歯科健診	継続	保)健康企画課
	エイズ・性感染症対策(再掲)	レベルUP	保)感染症総合対策課
	肝炎ウイルス検診 ・肝炎ウイルス検査 ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業	継続	保)感染症総合対策課
⑤ 保 健 医 療 機 関 と の 連 携 に よ る	さっぽろ歯っぴいらんど(再掲)	継続	保)健康企画課
	難病患者支援対策事業(再掲)	レベルUP	保)健康企画課
	献血・臓器移植等の普及啓発(再掲)	継続	保)医療政策課
	札幌薬剤師会等との連携による「薬物乱用防止」の推進(再掲)	継続	保)医療政策課
	感染症対策(再掲)	継続	保)感染症総合対策課
	エイズ・性感染症対策(再掲)	レベルUP	保)感染症総合対策課
	肝炎ウイルス検診(再掲)	継続	保)感染症総合対策課
結核対策(再掲)	継続	保)感染症総合対策課	



第10章

計画の推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	130
2	計画の進行管理	131



第10章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、札幌市、医療提供者、関係団体及び市民が、本計画に掲げた基本理念「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」のもとに、それぞれの役割について理解し、主体的に、また、協働して取り組むことが重要です。

本計画を推進するため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。

(1) 行政(札幌市)

医療提供者や関係団体などとの連携により、良質で切れ目のない医療を効率的、継続的に提供できる体制を整備し、地域医療の確保に係る施策の推進を図ります。

また、医療機能等に関する情報を収集・整理し、医療提供者、関係団体、市民に提供することなどにより、相互理解を推進します。

併せて、疾病予防、早期発見に係る事業の実施や普及啓発を通して、市民の健康力・予防力の向上を推進します。

(2) 医療提供者

医療機関は、地域の医療ニーズを踏まえ、自らの医療機能や地域医療に果たす役割を明確にし、他の医療機関や介護施設などと連携して適切な医療サービスを継続的に提供します。

また、医療従事者は、それぞれの専門性を発揮しながら自らの役割を果たすとともに、多職種との連携によるチーム医療を推進します。

(3) 関係団体

札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会をはじめとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者とともに、良質で切れ目のない医療を効率的、継続的に提供できる体制の整備に努めるとともに、市民に対し保健・医療に関する情報提供や普及啓発を行います。

(4) 市民

自らの健康力・予防力の向上及び医療提供者との円滑なコミュニケーションに努めるとともに、医療を受ける当事者として、地域の医療体制についての理解を深め、疾病や状態に応じた適切な受診に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況などについて、関係団体や専門家等による定期的な確認を行います。

また、社会情勢の変化、法律や制度の改正、新たな課題等に対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の評価

5疾病、4事業(救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療について設定した指標により、計画の評価を行います。

項目	指標	初期値	目標値 (2023年度)
○5疾病	毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	70%
	かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	70%
○救急医療	救急告示参画医療機関数	52 箇所 (2017.7)	52 箇所 (維持)
	救急安心センター相談件数	46,106件 (2016年度)	60,000 件
○災害医療	災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	100%
	訓練に参加する医療機関数	—	10 箇所
○周産期医療	産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11 箇所 (2017.7)	11 箇所 (維持)
	夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016年度)	100%
○小児医療	二次救急医療機関制度参画医療機関数 (小児科)	11 箇所 (2017.7)	11 箇所 (維持)
○在宅医療	在宅看取りを実施する医療機関の割合	病院：2.0% 一般診療所：2.5% (2014.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%
	訪問診療を提供する医療機関の割合	病院：23.4% 一般診療所：12.7% 歯科診療所：11.4% (2014.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%

